

令和7年2月12日

一般社団法人日本経済団体連合会 御中

法務省民事局長

戸籍の振り仮名制度に係る周知・広報について（協力依頼）

平素より、戸籍制度を含む民事法務行政全般に格段の御理解をいただき、厚く御礼申し上げます。

現在、国民の皆様の名の振り仮名は、戸籍で公証（記載）されていませんが、改正戸籍法の施行（令和7年5月26日）により、戸籍に氏名の振り仮名が記載されることとなります。

この戸籍の振り仮名記載は、各行政機関の情報において振り仮名の記載が統一されることによって、本人確認情報の充実、行政サービスのデジタル化に繋げることを目的としており、その利用が拡大すれば、官民での情報活用も期待されることです。

そして、新制度の開始により、国民の皆様の名の振り仮名を記載するため、本年（令和7年）5月以降、全ての国民の皆様に、本籍地の市区町村から、戸籍に記載される予定の振り仮名が郵便で通知され、その確認をいただくこととなります。もし、通知された振り仮名に誤りがあれば、令和8年5月25日までに届け出ていただく必要がありますが、通知が正しければ、届出をしなくても、通知された振り仮名が戸籍にそのまま記載されますので御安心ください。

このように、経済界を始め、全ての国民の皆様に影響の及ぶ新制度が始まることから、当省では、①本年5月以降、戸籍に記載される予定の振り仮名の通知が送付されることや、②通知された振り仮名の内容をしっかりと御確認いただきたい旨の周知・広報に取り組んでおり、別添のポスター・フライヤーを作成しております。

つきましては、添付資料を貴連合会の会員様に御提供していただくなど、可能な範囲で本制度の周知・広報に御協力を賜れますと幸いです。

※ 戸籍の振り仮名制度について、詳しくは法務省 HP で御案内していますので、御参照ください。

(<https://www.moj.go.jp/MINJI/furigana/index.html>)

また、本制度の周知・広報に当たり、紙媒体での資料提供の御希望や、御不明な点等がございましたら、下記担当者までお問い合わせください。

担当：法務省民事局民事第一課

補佐官 青山 t.aoyama.70m@i.moj.go.jp

係長 高林 s.takabayashi.du9@i.moj.go.jp

事務官 藤野 t.fujino.1p5@i.moj.go.jp

TEL: 03-3580-4111 (内線 5965)